



2021年5月28日

各位

会社名 株式会社 ケイブ
 代表者名 代表取締役社長 CEO 秋田 英好
 (コード番号: 3760、JASDAQ)
 問合せ先 代表取締役副社長 CFO 安藤 裕史
 (TEL. 03-6820-8176)

**第三者割当による第29回新株予約権（行使価額修正条項付）及び
 第30回並びに第31回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付）の発行に関するお知らせ**

当社は、2021年5月28日開催の取締役会において、以下のとおり、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第29回新株予約権（行使価額修正条項付、以下「本第29回新株予約権」といいます。）及び第30回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第30回新株予約権」といいます。）並びに第31回新株予約権（行使価額修正型新株予約権転換権付、以下、「本第31回新株予約権」といいます。）の発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割当日	2021年6月14日
(2) 発行新株予約権数	9,000個 本第29回新株予約権 5,000個 本第30回新株予約権 2,000個 本第31回新株予約権 2,000個
(3) 発行価額	総額6,912,000円 (本第29回新株予約権1個につき1,020円、本第30回新株予約権1個につき680円、本第31回新株予約権1個につき226円)
(4) 当該発行による潜在株式数	900,000株（新株予約権1個につき100株） 本第29回新株予約権 500,000株 本第30回新株予約権 200,000株 本第31回新株予約権 200,000株 本第29回新株予約権の当初下限行使価額は1,300円、本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権の当初下限行使価額は1,021円です (但し、当初下限行使価額はいずれも下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」欄記載のとおり、当社の決定で修正される場合があります)。下限行使価額においても潜在株式数は900,000株です。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	1,556,912,000円（差引手取金概算額：1,529,892,000円） (内訳) 本第29回新株予約権 新株予約権発行による調達額：5,100,000円 新株予約権行使による調達額：650,000,000円 本第30回新株予約権 新株予約権発行による調達額：1,360,000円 新株予約権行使による調達額：400,000,000円

	<p>本第 31 回新株予約権</p> <p>新株予約権発行による調達額：452,000 円</p> <p>新株予約権行使による調達額：500,000,000 円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>本第 29 回新株予約権 1,300 円</p> <p>本第 30 回新株予約権 2,000 円</p> <p>本第 31 回新株予約権 2,500 円</p> <p>本第 29 回新株予約権については、行使価額の修正が行われるものとし、割当日以降、本第 29 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。この（6）において同じです。）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額。この（6）において同じです。）に修正されます。当初下限行使価額は 1,300 円を下回らないものとし、（以下、「当初下限行使価額」といいます。なお、上記の当初下限行使価額は、当社の当期平均株価に当期株価騰落率を掛けた価額をベースに割当予定先と協議して決定したものです。）。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回る場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。また、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の 50%】に修正することができます。本第 30 回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（具体的には、(i) 当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行き行使価額の修正により本第 30 回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合、(ii) 当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合を想定しております。）。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第 30 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日（上記(i)(ii)の場合において、可及的速やかに行使価額の修正を行う必要があると当社が合理的に判断する場合に、10 取引日目の日より短い日を定めることを想定しております。）以降、本第 30 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額に修正されます。当初下限行使価額は 1,021 円【発行決議日</p>

	<p>前営業日の終値の90%】とします（以下、「当初下限行使価額」といいます。）。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。但し、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の50%】に修正することができます。</p> <p>本第 31 回新株予約権についても同様に、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます（具体的には、(i)当該時点における当社株価が下限行使価額を超えているものの行使価額に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本第 31 回新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合、(ii)当該時点における株価が行使価額を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合を想定しております。）。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本第 31 回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日（上記(i)(ii)の場合において、可及的速やかに行行使価額の修正を行う必要があると当社が合理的に判断する場合に、10 取引日目の日より短い日を定めることを想定しております。）以降、本第 31 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90% に相当する金額に修正されます。当初下限行使価額は 1,021 円【発行決議日前営業日の終値の90%】とします（以下、「当初下限行使価額」といいます。）。上記の計算によると修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、当初行使価額は当初下限行使価額とします。但し、当社は、当社取締役会決議により当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の50%】に修正することができます。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第16項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マッコリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行います。
(8) 新株予約権の行使期間	2021年6月15日から2024年6月14日までとします。
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が割当予定</p>

	先の本買取契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定される予定です。
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は、1994年6月の設立以来、「ケイブが創ると未来はもっと楽しくなる。」というコンセプトの下、コンシューマーゲーム（注1）、モバイル公式コンテンツ（注2）、PC オンラインゲーム（注3）、モバイルブラウザゲーム（注4）、スマートフォンネイティブゲーム（注5）等、多くの方々に楽しんでいただけるゲームコンテンツ作りに邁進してまいりました。

現在、当社においては、世界的なスマートフォンの普及に伴い、特に成長しているスマートフォンネイティブゲームを開発・運営しており、代表作であるコンテンツタイトルは、2015年4月のサービス開始から順調に運営を続けている「ゴシックは魔法乙女～さっさと契約しなさい～」(以下、「ゴシックは魔法乙女」といいます。)であります。同サービスは、前事業年度である2020年5月期の業績において売上高構成比率の約74%を占め、当社グループは「ゴシックは魔法乙女」の動向によって会社業績が大きく左右される状況が続いております。

しかし、「ゴシックは魔法乙女」もリリースから既に6年が経過しており、当該コンテンツの維持・発展に注力しつつも、当該コンテンツだけではなく、それ以外の収益源となるコンテンツを開発し、リリースすることが、当社にとって必要不可欠であると考えております。

また、当社グループは2017年5月期から2020年5月期まで4期連続の営業赤字を計上しており、2021年5月期の業績におきましては、第3四半期累計期間において、売上高1,369百万円と前年同期比16.5%増収となるものの、営業損失53百万円（前年同期は223百万円の営業損失）となり、経常損失は55百万円（前年同期は227百万円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は67百万円（前年同期は267百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。当社グループは、業績回復及び企業価値の向上を目指すにあたり、ゲーム領域以外の事業の創出が急務であると認識しております。

当社は2015年以降、以下のとおり、「ゴシックは魔法乙女」以外のゲームとして、タイトルの開発・提供も実施いたしましたが、「ゴシックは魔法乙女」に並ぶ収益源に成長させることは難しい状況でありました。

当社は、これまでも、2018年5月期には、韓国のゲーム会社によって開発された輸入タイトル「ロード・オブ・ダンジョン」（2017年11月28日～2019年5月30日）を、2019年5月期には、新規オリジナルタイトル「三極ジャスティス」（2018年6月1日～2019年2月12日）及び新規輸入タイトル「デビルブック」（2019年1月8日～2019年8月7日）をリリースしてまいりましたが、いずれのタイトルもユーザー継続率が悪く、想定したとおりの売上には結びつかず、早期にサービスを終了する結果となっております。「ロード・オブ・ダンジョン」に関しては、2017年11月28日のリリース当初3ヶ月間は順調に推移しておりましたが、利用ユーザーのコンテンツ消費スピードが早く、3ヶ月後には利用ユーザーの離脱が起きてしまい、状況を打開するための新コンテンツ実装を2018年5月頃に予定しておりましたが、開発遅延のため実装が2018年10月となってしまったこと等が理由で、当初の収益見込みを大きく下回る結果となり、2019年5月30日をもって運営を他社へ移管しております。また、「三極ジャスティス」についても、当初から想定した数のユーザーを獲得することができず、2019年2月28日をもってサービスの提供を終了しました。さらに、「デビルブック」についても2019年1月8日のリリース前後のプロモーションが成功し、想定以上のユーザーを集めてスタートしましたが、定着率を上げるはずのユーザー間コミュニケーション機能をうまく機能させることができず、獲得ユーザーのリリース直後の継続率が想定以上に悪い状態であったことから2019年8月7日にサービスを終了いたしました。「ゴシックは魔法乙女」に並ぶ収益源に成長させることが困難であった要因としては、他社との競争が激化していることが主因であります。現在、年間で非常に多くのタイトルのスマートフォンゲームが発表されており、多くの方にダウンロードしていただき、スマートフォンゲームのランキングにランクインされるには、大規模なプロモーションを投下しないと難しい状況であります。

大手他社が潤沢な資金と優秀な開発人員を投入して大規模なゲームタイトルを発表しているため、当社の資金力でヒットタイトルを連発するのは難しい状況でありました。

その様な状況下である2018年12月末頃に、当時業務提携先であった株式会社KeyHolder（所在地：東京都

渋谷区東三丁目 16 番 3 号、代表取締役社長：赤塚善洋) の取締役である大出悠史氏から、現当社大株主である株式会社 Vernalossom (所在地：東京都千代田区外神田六丁目 1 番地 8 号、代表取締役社長：吉成夏子) の代表取締役社長吉成夏子氏及び現当社取締役であるゲームクリエイターの岡本吉起の二人において、新規ゲームの企画・開発を検討しており、パートナーとなり得るゲーム開発会社を探しているという情報提供があり、本ゲームの折衝責任者として、現当社代表取締役社長である秋田英好を紹介していただきました。

その後、当社が当該新規ゲームを主導する事を目的に、2019 年 3 月に第三者割当による新株式及び新株予約権を発行し、吉成夏子氏及び岡本吉起を引受先とした新株式の発行による資金調達を実施いたしました。同時に、新規ゲーム開発の取組みにおける中心メンバーである秋田英好が、今までのエンターテインメント業界における知見・経験を活かし、中長期的に当社の企業価値向上を実現することを目的として、経営メンバーとして参画するために、株式ではなく新株予約権を引受けることとなりました。当該新株予約権については、現時点において行使が進んでおらず、資金調達ができておりません。理由としては、当該新株予約権には以下の条件が付されており、現在 (1) の条件について該当したため、半数のみ権利が確定している状況でございます。

【行使条件】

新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも下記 (1) 又は (2) に掲げる条件を満たした場合に限り、各号に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。

(1) 2019 年 6 月 1 日から 3 年以内に 5 営業日連続で、金融商品取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が 80 億円以上になった場合：50%

(2) 2020 年 5 月期から 2022 年 5 月期のいずれかの当社の通期の営業利益が黒字になった場合：100%

秋田英好は、50 万株の権利が確定するまで権利行使しない意向でございます。主な理由としては、公表時の資金使途である新規ゲームプロモーションにつき、開発段階が継続しているためであります。

同年 8 月の当社株主総会において、秋田英好が代表取締役社長 CEO に就任し、業績回復のためにゲーム以外のオンラインエンターテインメント分野における新たな事業領域の開発を急いでいることから、オンラインエンターテインメント事業に知見があり、IT 企業の取締役及び代表取締役の経験が複数ある安藤裕史が、代表取締役 COO に就任することで、代表取締役を 2 名体制とし、機動的な経営判断を行えるようにするとともに、従前の創業者による経営体制を一新いたしました。

秋田・安藤の新経営体制となった後、当社においては、ゲーム以外の領域展開で事業拡大を図り、収益化を目指すため、以下の取組を開始しております。

2019 年 11 月	連結子会社設立	動画配信者等のサポート及びマネジメントを展開するクリエイターサポート事業を運営する連結子会社ケイパブル設立
2020 年 1 月	出資	ソーシャルメディアとクリエイティブをかけ合わせ、ブランドとコンシューマーのエンゲージメントの構築をお手伝いするエージェンシーである株式会社モッド (所在地：東京都目黒区上目黒三丁目 32 番 5 号、代表取締役：新井良) に出資 (2020 年 10 月に持分法適用会社化)
2020 年 3 月	製作委員会設立	取締役岡本がプロデューサーとなる新規ゲーム開発・運営のためのスマートフォンゲーム製作委員会 (名称未定) を設立
2020 年 12 月	連結子会社設立	ソーシャルメディア事業、モバイルネットワーク事業を開発・運営する台湾子会社：凱樂數位股份有限公司 (Cave Interactive Taiwan Co., Ltd.) を設立し、現在ライブ配信アプリを独自開発中
2021 年 3 月	新規サービスの開始	自社開発による対面占いライブ配信サービス「占占 (sensen)」を提供開始

また、ゲーム領域におきましても、「ゴシックは魔法乙女」以外の収益源を確保するため、2020 年 5 月期第 1 四半期よりスマートフォンゲームアプリの受託開発を開始しており、2020 年 10 月 13 日に株式会社 KADOKAWA (所在地：東京都千代田区富士見二丁目 13 番 3 号、代表取締役社長：松原真樹) 及び株式会社フォワードワークス (所在地：東京都港区港南一丁目 6 番 27 号、代表取締役社長：植田浩) による新作スマートフォン向けゲームアプリ「ワールド ウィッチーズ UNITED FRONT」のサービスを開始いたしました。同サービスにおきましては、サービス開始後、運営の受託も開始しております。

当社は、ゲーム以外の新規事業の創出及び子会社設立によるグローバルな事業展開を目指しておりますが、目下の業績は「ゴシックは魔法乙女」の収益に依存しており、2021年5月期第3四半期時点における業績についても、売上高においては前年同期比16.5%と伸長しているものの、営業利益においては未だに損失を計上している状況となっております。

当社は係る状況を打破し、業績の拡大及び収益化をより確実なものとするため、本新株予約権を発行し、資金を調達することを検討するに至りました。

資金調達の使途として、当社の現在の主たる収益源であるエンターテインメント事業における既存事業の強化及び「ゲーム領域以外への進出」を目指し本年よりスタートした占いライブ配信の新規事業における成長の加速を図ります。

今後、当社は、昨年末に設立した台湾子会社における新たなサービスの提供等も控える他、取締役岡本がプロデューサーを務める「スマートフォンゲーム製作委員会」のゲームのリリースも控えております。多様化するユーザーの嗜好を捉え、オンラインエンターテインメントを通じてユーザーへ楽しさを提供してまいります。

具体的な使途としては、安定的な事業基盤の確保のための「ゴシックは魔法乙女」の大型改修や、2021年3月15日にプレオープンした独自の対面占いライブ配信プラットフォーム「占占(sensen)」（せんせん）の事業拡大のための広告宣伝投資、海外新規事業として、非ゲームの事業領域での事業の展開を検討及び予定しております。検討内容といたしましては、ベトナムの優秀な人材を日本企業へ派遣あるいは紹介する事業であり、当該人材事業の運営資金並びに海外現地での支店の開店費用等を想定しております。さらには新規ゲームタイトルの自社開発へ充当する事を計画しております。

当社の従来の事業領域でありますオンラインエンターテインメント業界から、非エンターテインメント領域への進出を図り、より一層厳しいオンラインエンターテインメント業界の中で、勝ち残れるタイトルを提供するためには、相応の開発資金及び人材の確保が絶対的に必要であり、上記の投資を実施するかの可否が、今後の当社の企業業績に大きく影響してくると思われまます。現在、世界情勢や市場環境は先行きの見通しが困難な状況となっており、将来において当社が資本性資金を調達することが可能かどうかについては不確実であるといわざるを得ません。仮に世界情勢や市場環境の変動等により資本性資金の調達ができない場合には、当社の現在の財務基盤の下では上記投資のために十分な資金を投入することができず、当社業績及び企業価値を向上させることが困難となります。また、当社は、現時点において第29回新株予約権のみを発行することも検討いたしました。将来当社が資金を必要とする時機においてタイムリーかつ効率的な資金調達を実施することが可能かどうかは予測困難であり、仮に調達ができなかった場合には、当社の投資計画や資金繰り等に多大な影響を及ぼすおそれがあります。従って、当社は、持続的な成長のためには、現段階において本資金調達を実施し、事前に資本性資金を確保するとともに成長投資及びその準備を進めていくことが必要不可欠であると判断いたしました。

加えて、財務基盤が強化されることにより金融機関等からの与信力向上・回復も見込まれますので、これらによって、当社の収益基盤及び財務体制という課題を克服することができると考えております。以上に加えて、当社の目下の業績が芳しくないことを踏まえると、速やかに上記投資のための資金及びその人材を調達することが、当社の企業価値の向上に繋がり、ひいては株主の皆様の利益に繋がると考えており、本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定するに至りました。

- (注) 1. 「コンシューマーゲーム」とは、家庭用ゲーム機器とゲームソフトでプレイするゲームをいいます。
2. 「モバイル公式コンテンツ」とは、携帯電話の通信キャリアやゲーム運営会社が運営するサイトにおいて提供される、ゲームソフト、音楽配信、占い等の情報配信等のコンテンツをいいます。
3. 「PC オンラインゲーム」とは、パソコンを利用した「オンラインゲーム」をいいます。「オンラインゲーム」とは、インターネットに接続してユーザー同士がコンピュータネットワーク上でプレイするゲームをいいます。
4. 「モバイルブラウザゲーム」とは、携帯端末機器（フューチャーフォン及びスマートフォンを含みます。）を利用する「ブラウザゲーム」をいいます。「ブラウザゲーム」とは、ゲームソフトやアプリケーションをダウンロードすることなくインターネットに接続してブラウザ（Web ページを閲覧するソフト）上でプレイするゲームをいいます。

5. 「スマートフォンネイティブゲーム」とは、スマートフォンにゲームソフトをダウンロードしてプレイするゲームをいいます。

(2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。具体的には、下記のとおり、本第 29 回新株予約権については、行使価額修正条項付新株予約権とし、株価への影響に配慮しつつ、当社の資金需要に迅速に対応することを目指しております。一方、本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権については、行使価額をそれぞれ 2,000 円（本発行決議の前取引日の終値の約 176.37%）及び 2,500 円（本発行決議の前取引日の終値の約 220.46%）に設定しており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金を調達する仕組みとしております。但し、本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権については、行使価額修正型の新株予約権への転換権が当社に付与されており（注）、当社がかかる転換権を行使した場合には、当該新株予約権が行使価額修正型の新株予約権に転換され、緊急又は機動的な資金需要への対応が可能な設計となっております。なお、当該転換権行使の条件の詳細については、後記「(注) 行使価額修正型新株予約権への転換権行使の条件」をご参照ください。

- ① 対象株式数を 500,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、行使価額修正条項付新株予約権である本第 29 回新株予約権
 - ② 対象株式数を 200,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、当初は行使価額が 2,000 円に固定され、行使期間中、当社の判断で行使価額修正型の新株予約権に仕組みを変更することができる本第 30 回新株予約権
 - ③ 対象株式数を 200,000 株とし、行使期間を 3 年間とする、当初は行使価額が 2,500 円に固定され、行使期間中、当社の判断で行使価額修正型の新株予約権に仕組みを変更することができる本第 31 回新株予約権
- なお、本第 29 回新株予約権乃至本第 31 回新株予約権の行使期間は、いずれも 2021 年 6 月 15 日から 2024 年 6 月 14 日までです。

このように、本資金調達ではそれぞれスキームの異なる 3 回号の新株予約権を組み合わせることにより、当社の目下の資金需要に迅速に対応するとともに、今後 3 年間の当社事業計画及び業績目標に基づき想定した当社株価の中間目標水準及び最終目標水準に即した効率的かつ有利な資金調達を実現することを目指しております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。当社は、本新株予約権の行使期間中、当社株価動向等を勘案して、当社が割当予定先による本新株予約権の全部又は一部の行使を希望しない場合は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない任意の期間（以下、「不行使期間」といいます。）を合計 4 回まで定めることができます。株式市場全体が著しく混乱している場合等において新株予約権が行使されると、当社株価のボラティリティが著しく高まるため、このような状況を防止することを目的として不行使期間の規定を置いております。すなわち、株式市場全体のボラティリティが急激に上昇し、それに影響を受ける形で当社株価の変動が当社企業価値を反映した水準から大幅に乖離していると当社が判断した場合等に、当該規定を適用することを想定しております。1 回の不行使期間は 10 連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 5 取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。また、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。さらに、本新株予約権の行使期間満了日若しくは完了日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本買取契約が解約された日のいずれか早く到来する日から 3 か月後までの間に、当社株式又は当社株式の交付を請求できる新株予約権等を、当社が第三者に発行（当社の株式の発行に関しては自己株式の処分を含みます。）しようとする場合には、当社は、当該第三者に対する発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について引受け又は購入する意図があるかどうか、又は同

等以上の条件を提案する意向があるかを優先的に確認するよう誠実に努める旨が本買取契約において定められる予定です。但し、①当社又は当社子会社の役員及び従業員等を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含み、導出入契約（ライセンス契約）に伴う提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（本買取契約締結日前にかかる態様での証券の発行により当社の株主となっていた者につき、本新株予約権の行使によって持株比率の希釈化が生じることを防止する目的で証券を追加発行する場合を含みます。また、当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り）を除きます。また、本買取契約において、本新株予約権の行使期間満了日若しくは完了日、当社が本新株予約権の全てを取得した日又は本買取契約が解約された日のいずれか早く到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。但し、①当社又は当社子会社の役員及び従業員等を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）等の一定の場合を除きます。

本第 29 回新株予約権の当初行使価額は、1,300 円とし、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 1,300 円（以下、「当初下限行使価額」といい、本第 29 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は当初下限行使価額とします。

一方、本第 30 回新株予約権の行使価額は 2,000 円（本発行決議の前取引日の終値 1,134 円の 176.37%）、本第 31 回新株予約権については 2,500 円（本発行決議の前取引日の終値 1,134 円の 220.46%）に当初固定されており、かかる水準以上に株価が上昇した場合に当社が資金調達する仕組みとしております。但し、後記「(注) 行使価額修正型新株予約権への転換権行使の条件」のとおり、本第 30 回新株予約権・本第 31 回新株予約権のいずれも、行使価額修正型の新株予約権への転換権が当社に付与されており、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当社は、本新株予約権の行使状況・調達価格を適宜確認し、資金繰りとの兼ね合いを見ながら、必要と判断した場合は迅速に取締役会への議案の提案をいたします。取締役会の決議が諮られ取締役の過半数の賛同が得られた場合に行使価格の修正を決議することを想定しております。

本新株予約権の当初下限行使価額については、本第 29 回本新株予約権は 1,300 円、本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権は 1,021 円【発行決議日前営業日の終値の 90%】に設定しておりますが、当社は、当社取締役会の決議（以下、「下限行使価額修正決議」といいます。）により、それぞれの当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の 50%】に修正することができます。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（同日を含みません。）の翌日以降当該新株予約権の行使期間の満了日まで適用されます。このように当初下限行使価額を当社取締役会の決議により修正できることとしたのは、当社株価が当初設定した当初下限行使価額よりも低い水準で推移している局面において資金需要に対応するため本新株予約権の行使を促進する必要があると判断される場合に、割当予定先による行使価額修正条項付新株予約権（本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権については、当社が行使価額修正型の新株予約権の転換権を行使した場合に限り）の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要への対応を可能とすることを目的としております。

(注) 行使価額修正型新株予約権への転換権行使の条件

本第 30 回新株予約権と本第 31 回新株予約権では、それぞれ、(i) 当該時点における当社株価が下限行使価額 (1,021 円) を超えているものの行使価額 (本第 30 回新株予約権の場合は 2,000 円、本第 31 回新株予約権の場合は 2,500 円) に達していない場合において、緊急の資金需要が生じ又は生じる蓋然性が高く、当該資金需要に対応するために行使価額の修正により本新株予約権の行使を促進する必要があると当社が合理的に判断する場合 (例えば、業界情勢や当社取引状況の変化等により資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合)、(ii) 当該時点における株価が行使価額 (本第 30 回新株予約権の場合は 2,000 円、本第 31 回新株予約権の場合は 2,500 円) を大きく上回って推移している場合において、当社が行使価額の修正により株価上昇メリットを速やかに享受する必要があると当社が合理的に判断する場合 (例えば、当該行使価額又はその水準近辺で本新株予約権が行使されるよりも、転換権を行使し行使価額修正条項付新株予約権の行使を期待する方が資金調達額が増加するものと見込まれる場合) に、当社取締役会の決議により上記転換権を行使することを想定しております (具体的には、所定の手続きに従い当社取締役会を招集の上、上記(i)又は(ii)のいずれかに該当するものとして転換権の行使が必要であることについて出席取締役の過半数の賛成が得られた場合に限り、上記転換権が行使されます)。当社は、今後 3 年間の当社事業計画及び業績目標に基づき想定した当社株価の中間目標水準及び最終目標水準に即し、本第 30 回新株予約権と本第 31 回新株予約権の行使価額をそれぞれ 2,000 円と 2,500 円の 2 段階に設定しており、本第 30 回新株予約権が本第 31 回新株予約権に先立って行使されることを想定しておりますことから、上記(i) (ii)の場合に転換権を行使する際においても、本第 30 回新株予約権の転換権を本第 31 回新株予約権の転換権に優先して行使する予定です。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日 (同日を含みます) から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目より短い日以降、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 90%に相当する金額に修正されます。このように本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権については、当初行使価額を現在の株価より上方に設定する一方で、行使価額修正型への転換権を当社が保有することで、行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、資金需要が早まった場合や機動的な投資を行う必要がある場合には緊急又は機動的な資金需要への対応が可能な設計としております。なお、前記のとおり、当初下限行使価額は本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%である 1,021 円となります。上記の計算による修正後の行使価額が当初下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は当初下限行使価額とします。当社は、当社取締役会の決議により、それぞれの当初下限行使価額を 567 円【発行決議日前営業日の終値の 50%】に修正することができます。

本第 30 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権の当初行使価額をそれぞれ現在株価より高い水準である 2,000 円、2,500 円に設定したのは、当社の現況の事業計画及び業績目標に基づき想定した、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越したことによるものです。当社は、今後 3 年間において、運用タイトルの大型改修やライブ配信サービスのプロモーション、新規事業の推進、新規ゲームの開発を段階的に実施していくことで、当社企業価値が高まり、その結果として当社株価は持続的・安定的な上昇トレンドを実現できるものと予測しております。このような予測下においては、行使価額を単一とするよりも、今後 3 年間の当社株価の中間目標水準及び最終目標水準に即した 2 段階の行使価額を設定することにより、当社業績及び株価上昇見通しに応じて、実際に当社株価が上昇したタイミングにおいて効率的かつ有利な資金調達を実現することが可能であると判断し、それぞれ行使価額の異なる本第 30 回新株予約権・本第 31 回新株予約権を発行することといたしました。なお、当初行使価額及び下限行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの見通しを示すものではありません。また、本新株予約権を当社取締役会の決議により行使価額修正型の新株予約権に転換できることとしたのは、株価が行使価額を大きく超えて推移した場合にその上昇メリットを当社が享受できるようにすることと、一方で株価が行使価額を下回って推移した場合には本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となる可能性があることから緊急又は機動的な資金需要に対応できるようにすることを目的としております。なお、行使価額修正型の新株予約権への転換権行使については、当該時点での株価及び資金需要の緊急性等を考慮の上、慎重に判

断するよういたします。

なお、行使価額修正型の新株予約権への転換権行使又は当初下限行使価額の修正を行った場合は、当該決議日当日に速やかに開示いたします。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

[本資金調達スキームの特徴]

<メリット>

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される 900,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。そのため、希薄化の規模はあらかじめ限定されております。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15 取引日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 不行使期間

本買取契約において、当社は、本新株予約権の行使期間中、不行使期間を合計 4 回まで定めることができます。1 回の不行使期間は 10 連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って 5 取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。各不行使期間の間は少なくとも 10 取引日空けるものとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります（なお、当社は、割当予定先に別途通知することにより、設定した不行使期間を短縮することができます。但し、不行使期間は本新株予約権の取得請求又は本新株予約権の取得事由が生じた場合はそれ以後取得日までの期間は設定することはできず、かつ、かかる通知の時点で指定されていた不行使期間は、かかる通知がなされた時点で早期に終了します）。当社が割当予定先に対して不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買取契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇局面における資金調達額の増加

本第 30 回及び本第 31 回新株予約権については、現在の株価水準よりも高い行使価額を設定しておりますが、行使価額修正型の新株予約権への転換権が当社に付与されており、当社がかかる転換権の行使を決議した場合には、以降本新株予約権の行使価額は株価に連動し修正されることとなります。これにより、当初の目標価額であった行使価額を上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額することができます。行使価額は、上記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のとおり修正され、下方にも修正される可能性があります。当初下限行使価額は本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通

株式の普通取引の終値の90%である1,021円と定められており、行使価額の下修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

⑥ 当初下限行使価額の修正による新株予約権の行使促進

本新株予約権の当初下限行使価額は、上記「(2)資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社取締役会の決議により、それぞれの当初下限行使価額を、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%である567円に修正することができます。これにより、当社株価が当初設定した当初下限行使価額よりも低い水準で推移している局面において資金需要に対応するため本新株予約権の行使を促進する必要があると判断される場合に、割当予定先による行使価額修正条項付新株予約権（本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権については、当社が行使価額修正型の新株予約権の転換権を行使した場合に限ります。）の行使を促進し、緊急又は機動的な資金需要に対応することが可能となっております。

<デメリット>

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される900,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

② 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に下限行使価額を下回る場合等においては、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権については、当社株価が各行使価額である2,000円、2,500円を下回って推移した場合、割当予定先による本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権の行使が期待できないため、資金調達が困難となる可能性があります。

③ 行使価額修正型の新株予約権への転換権行使による資金調達額の減少

本第30回新株予約権及び本第31回新株予約権については、行使価額はそれぞれ2,000円、2,500円に固定されておりますが、行使価額修正型の新株予約権への転換権が付されていることから、当社が当該転換権を行使した場合、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、いずれも行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

④ 当初下限行使価額の修正による資金調達額の減少

本新株予約権は、当社取締役会の決議により、それぞれの当初下限行使価額を、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%である567円に修正することができる設計となっております。当社が当該当初下限行使価額の修正を決議した場合、当該決議がなされた日（同日を含みません。）の翌日以降当該新株予約権の行使期間の満了日まで下限行使価額が当初より下方に修正されるため、結果として資金調達額が予定額を下回る可能性があります。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといった点において限界があります。

⑥ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑦ 取得請求

本買取契約には、1) いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の20日連続取引日間の出来高加重平均価格が、2021年5月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（567円）（但し、本新株予約権の発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合、2) いずれかの20日連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、2021年5月27日（なお、同日を含みます。）に先立つ20日連続取引日間の当社普通株式の1

取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、本新株予約権の発行要項第6項第2号乃至第5号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）の50%（24,968株）を下回った場合、又は、3）東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、本新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、本第29回新株予約権1個当たり本第29回発行価額と同額の金銭、本第30回新株予約権1個当たり本第30回発行価額と同額の金銭、本第31回新株予約権1個当たり本第31回発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る本新株予約権について当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は、消滅又は免除されません。本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

⑧ 権利不行使

本新株予約権は、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

⑨ エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、当社は、本契約締結日から、1）本新株予約権の行使期間の満了日、2）当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3）当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4）本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなります。但し、①当社又は当社子会社の役員及び従業員等を対象とするストック・オプション及び譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。）、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限られます。）等の一定の場合を除きます。

[他の資金調達方法との比較]

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下の通りです。

1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でない判断しました。

2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でない判断いたしました。

3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。割当先が相

当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなります。

5) 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフERING）

いわゆるライツ・オフERINGには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフERINGと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフERINGがありますが、コミットメント型ライツ・オフERINGについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オフERINGにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

6) 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達は、利払負担や返済負担が生じるとともに、借入額全額が負債となるため当社の財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。また、今回の主な資金調達目的である運用タイトルの大型改修、新規サービスのプロモーション、新規事業の推進及び新規ゲームの開発等においては、当社の長期的成長を図ることを前提とした資本性調達が適していることをも考慮し、間接金融での資金調達は適切でないと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1, 556, 912, 000	27, 020, 000	1, 529, 892, 000

(注) 1. 払込金額の総額は、本第 29 回新株予約権乃至本第 31 回新株予約権の発行価額の総額（6, 912, 000 円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1, 550, 000, 000 円）を合算した金額であります。

	発行価額の総額	行使に際して払い込むべき金額の合計額
本第29回新株予約権	5, 100, 000円	650, 000, 000円
本第30回新株予約権	1, 360, 000円	400, 000, 000円
本第31回新株予約権	452, 000円	500, 000, 000円
合計	6, 912, 000円	1, 550, 000, 000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザリーフィー（23, 250 千円）、株式会社プルータス・コンサルティングへの新株予約権公正価値算定費用（3, 000 千円）、登録免許税（270 千円）、有価証券届出書作成費用その他（500 千円）です。

4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し消却した場合、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
I 本第 29 回新株予約権	(i) 運用タイトル「ゴシックは魔法乙女」の7年目を見据えた大型改修費用	200	2021年6月から 2022年6月
	(ii) ライブ配信サービス「占占」の各種プロモーション費用	200	2021年6月から 2021年6月
	(iv) 新規ゲームの開発費用	250	2021年6月から 2023年5月
II 本第 30 回新株予約権	(iii) 海外新規事業の展開。非ゲーム事業の展開を検討・展開予定	400	2021年9月から 2023年9月
III 本第 31 回新株予約権	(iv) 新規ゲームの開発費用	500	2021年6月から 2023年5月

- (注) 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 上記 (i) 及び (ii) は本第 29 回新株予約権の行使による調達金額、上記 (iii) は本第 30 回新株予約権の行使による調達金額、上記 (iv) は本第 29 回新株予約権及び本第 31 回新株予約権の行使による調達金額を基礎としております。

(i) 運用タイトル「ゴシックは魔法乙女」の7年目を見据えた大型改修費用

当社はアーケードゲーム 19 作品、コンシューマーゲーム 9 作品、スマートフォンネイティブゲーム 5 作品のシューティングゲームを制作してきた実績があります。「ゴシックは魔法乙女」もシューティングゲームであり、現状における「ゴシックは魔法乙女」の既存ユーザーは、当社のシューティングゲームをプレイした経験があるユーザーが中心です。本件資金調達によって調達した資金により、ゲーム内部の大型改修を実施し、再度ヒットタイトルへの成長を目指します。

具体的な改修内容は、

- ・ユーザーが感じるストレスポイントの改善、改修
- ・アプリ全体の UX 改修
- ・エンドコンテンツの改修
- ・新たな人材の採用及び配置

を予定しており、改修費には開発における人件費及び外注費を想定しており、これらの費用に、本スキームによって段階的かつ継続的に調達した資金を適時かつ有効に充当して行く方針です。

(ii) ライブ配信サービス「占占」の各種プロモーション費用

当社の属するオンラインエンターテイメント業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リアルなコンサートやライブが開催できない状況下において、アプリケーションを通じた無観客イベントのライブ配信サービスの需要が伸びております。今後、人と人との接触を避けるニューノーマルな生活が数年単位で続くことが予想され、ライブ配信サービスの需要はますます高まると考えられます。当社は、今後も拡大が続くライブ配信市場への進出を目指し、当社独自のライブ配信サービスを 2021 年 3 月 15 日にプレリリースいたしました。

当社サービスは、既に先行してライブ配信サービスを展開していた他社との差別化を図るため、対面占いサービスとして「占占(sensen)」をリリースしております。当該事業は従来対面や電話によっ

て占いを実施していたものをライブ配信に置き換えた、新たなサービスであるため、ユーザーによるサービス認知度が低い状況であります。

当社は本スキームによって段階的かつ継続的に調達した資金を当該事業の広告宣伝費に充当する事で、従来の旧式の占いを利用していたユーザー及び新規で当該事業を利用するユーザー層への認知度の向上を図ってまいります。

(iii) 海外新規事業の展開。非ゲーム事業の展開を検討・展開予定

当社グループは、業績回復及び企業価値の向上を目指すにあたり、ゲーム領域以外の事業の創出が急務であります。この度設立を予定している子会社は現在、新たな収益基盤を確立するため非エンタメ事業への進出を目指しており、検討内容といたしましては、ベトナムの優秀な人材を日本企業へ派遣あるいは紹介する事業であります。当該「海外人材事業」における事業運営費及び支店の設立・開店費用、人件費・管理費に係る費用を充当する予定です。

(iv) 新規ゲームの開発費用

当社の将来的成長のためには、「ゴシックは魔法乙女」に対する投資だけでなく、新規タイトルの開発も進める必要があると考えております。

これまでに当社は「ゴシックは魔法乙女」以前に4本、以後に3本のスマートフォンネイティブゲームをリリースしておりますが、いずれもヒットタイトルとなっております。「ゴシックは魔法乙女」の継続的な成長を目指すと同時に、将来的にヒットを狙えるゲームの創出を目指し、複数本の開発を計画しております。その内1本乃至2本の新規開発に係る人件費及び外注費に、本件資金調達によって調達した資金を充当する方針です。

以上の施策を目的に、当社は本新株予約権の発行を決定致しました。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使がされず、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。本新株予約権の行使により調達した資金は、上記表中に記載の通りの優先順位で順次充当いたします。

(注) 過去の資金調達の使途および充当状況について

① 第三者割当による新株式の発行 (2019. 3. 14 届出書提出)

払込期日	2019年4月26日
調達資金の額	1,027,600,000円(差引手取概算額1,020,700,000円)
発行価額	1株につき734円
募集時における発行済株式総数	3,870,700株
当該募集による発行株式数	1,400,000株
募集後における発行済株式数	5,270,700株
割当先	吉成夏子 1,100,000株 岡本吉起 300,000株
発行時における当	新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ及びその他デバイスにおける

初の資金使途	ゲーム開発。 ゲーム開発費用として、開発に係る人件費として500百万円 外注費として517百万円
発行時における支出予定時期	2019年6月～2020年9月
現時点における充当状況	新規スマートフォンゲーム制作委員会への出資 306百万円 ライブ配信プラットフォーム開発費用 300百万円 なお、未充当の約411百万円については、2021年6月から12月にかけて当社事業に係る <u>運転資金</u> として充当予定です。

② 第三者割当による新株式の発行（2018.12.11届出書提出）

払込期日	2018年12月27日
調達資金の額	449,160,000円（差引手取概算額445,060,000円）
発行価額	1株につき591円
募集時における発行済株式総数	3,110,700株
当該募集による発行株式数	760,000株
募集後における発行済株式数	3,870,700株
割当先	株式会社KeyHolder 760,000株
発行時における当初の資金使途	ネットクレーンゲーム事業の新規展開、新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用、「デビルブック」のプロモーション費用
発行時における支出予定時期	2019年1月～2020年6月
現時点における充当状況	ネットクレーンゲーム事業の新規展開：34百万円 新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用：165百万円 「デビルブック」のプロモーション費用：45百万円 なお、未充当の200百万円については、「ゴシックは魔法乙女」アプリ運営費用として充当いたしました。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は一定の合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長：野口真人）（以下、「ブルータス」といいます。）に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の

株価（1,134円）、行使価額（本第29回新株予約権：1,300円、本第30回新株予約権：2,000円、本第31回新株予約権：2,500円）、配当率（0%）、権利行使期間（3年間）、無リスク利率（-0.126%）、株価変動性（70.62%）、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド社の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件（行使価額の修正等）を考慮し、評価を実施しました。価値評価にあたっては、主に①発行会社は、株価が当初下限行使価額を下回った場合に、下限行使価額の修正を行うものとし、②割当予定先は、株価水準に留意しながら本第29回新株予約権から順に行行使するとの想定を置き、③株価が下限行使価額を上回っている場合において、一様に権利行使がされること等を想定しております。当社はプルータスによる評価結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価結果と同額の1,020円（本第29回新株予約権）、680円（本第30回新株予約権）、226円（本第31回新株予約権）といたしました。

当該判断に当たっては、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、プルータスは当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータスは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータスによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等（上記①～③として記載した発行会社及び割当予定先の行動を含む）に関してプルータスから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、本第29回新株予約権500,000株、本第30回新株予約権200,000株及び本第31回新株予約権200,000株であり、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は900,000株（議決権数9,000個）であります。さらに、2021年2月28日現在の当社発行済株式総数5,277,900株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数52,297個）を分母とする希薄化率は17.05%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は17.21%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、前述のとおり今回の資金調達における資金使途は運用タイトルの大型改修、新規サービスのプロモーション、新規事業の推進及び新規ゲームの開発であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、前述の資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。従いまして、当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数900,000株に対し、2021年5月27日から起算した当社株式の過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高は132,278株、過去3か月間における1日あたりの平均売買出来高は48,330株、過去1か月間における1日あたりの平均売買出来高は52,461株となっております。従いまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である3年間（年間取引日数：736日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日あたりの売却数量は1,223株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の0.92%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

①	名	称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
②	所	在	地 Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia

③ 代表者の役職・氏名	会長 P.H. ワーン (P.H. Warne) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)		
④ 事業内容	商業銀行		
⑤ 資本金	8,523 百万豪ドル (719,000 百万円/2021年3月31日現在)		
⑥ 設立年月日	1983年4月26日		
⑦ 発行済株式数	普通株式 634,361,966 株 (2021年3月31日現在)		
⑧ 決算期	3月31日		
⑨ 従業員数	12,576 人 (2021年3月31日現在)		
⑩ 主要取引先	個人及び法人		
⑪ 主要取引銀行	—		
⑫ 大株主及び持株比率	Macquarie B.H.Pty Ltd, 100%		
⑬ 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
連結純資産	883,914 百万円	940,262 百万円	1,187,283 百万円
連結総資産	12,896,881 百万円	14,945,328 百万円	18,293,297 百万円
1株当たり連結純資産	1,500.00 円	1,482.22 円	1,466.28 円
連結純収益	464,841 百万円	407,907 百万円	590,098 百万円
連結営業利益	116,309 百万円	125,241 百万円	193,859 百万円
連結当期純利益	160,504 百万円	97,351 百万円	141,387 百万円
1株当たり連結当期純利益	272.38 円	159.12 円	222.88 円
1株当たり配当金	233.27 円	0.00 円	66.49 円

(注) 上記の「最近3年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2019年3月期は、2019年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=78.64円、2020年3月期は、2020年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=66.09円、2021年3月期は、2021年3月31日現在の外国為替相場の仲値である1豪ドル=84.36円に換算し記載しております。なお、2018年4月1日より、豪州会計基準 (AASB) 第9号「金融商品 (Financial Instruments)」及び第15号「顧客との契約から生じる収益 (Revenue from contracts with customers)」を適用しておりますが、上記の過年度の数は修正再表示しておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中で、当社は、2021年2月頃、当社の既存取引行から紹介されたストームハーバー証券株式会社 (所在地: 東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長: 渡邊佳史) より資金調達スキームの提案を受け、検討を進めておりました。その後、当社は、ストームハーバー証券株式会社を当社の財務アドバイ

ザーとして起用し、ストームハーバー証券株式会社より割当予定先の紹介を受けました。当社は、ストームハーバー証券株式会社及び割当予定先から提案を受けた資金調達スキーム及び基本条件の内容、その後の面談の過程で設計されたスキームは、当社の資金調達ニーズを満たすものであり、当社の既存株主に配慮された内容であると判断いたしました。また、当社は、割当予定先のこれまでの国内での活動及び実績や保有方針等を総合的に勘案し、その結果、本新株予約権の第三者割当の割当予定先として適切であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。また、独占禁止法第 11 条にて、銀行業を営む会社は、原則として一度に他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の 5% を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として一度に当社発行済株式の 5% を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の 5% を超える株式を取得することはありません。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、その行使価額が修正されることとなった場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同規程施行規則第 436 条第 1 項及び第 4 項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える部分に係る行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先の 2021 年 3 月期のアニュアルレポート（豪州の 2001 年会社法（英語：Corporation Act 2001）に基づく資料であり、2021 年 3 月 31 日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が 27,649 百万豪ドル（円換算額：2,332,470 百万円）、参照為替レート：84.36 円（株式会社三菱 UFJ 銀行 2021 年 3 月 31 日時点仲値）を確認しており、また、割当予定先からのヒアリングにより、本日現在においてこれらの財産の確保状況に支障が生じる事由は生じていないことを確認しております。従って、本新株予約権の払込みに要する資金（約 6 百万円）及び本新株予約権の行使に要する資金（約 1,550 百万円）の財産の存在について確実なものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態等

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッ

ドの 100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ビーティ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) 及び健全性監督機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会勢力とは関係ないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

割当前 (2020 年 11 月 30 日現在)	
吉成 夏子	20.84%
株式会社 376	6.14%
岡本 吉起	5.68%
五味 大輔	4.54%
BBH/DBS BANK (HONG KONG) LIMITED A/C 005 NON US 常任代理人 株式会社三井住友銀行	2.92%
高野 健一	2.27%
松井証券株式会社	2.01%
株式会社 SBI証券	1.94%
楽天証券株式会社	1.49%
日本証券金融株式会社	1.41%

(注) 1. 割当前の持株比率は 2020 年 11 月 30 日現在の株主名簿上の株式数によって算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績

	2018 年 5 月期	2019 年 5 月期	2020 年 5 月期
売上高	2,366,739 千円	1,890,390 千円	1,678,933 千円
営業利益	△69,408 千円	△696,740 千円	△271,831 千円

経常利益	△88,429千円	△739,283千円	△275,373千円
当期純利益	△70,585千円	△1,240,841千円	△316,931千円
1株当たり当期純利益	△25.32円	△351.86円	△60.63円
1株当たり配当金	-円	-円	-円
1株当たり純資産	345.47円	247.78円	188.79円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年5月28日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 5,277,900株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	普通株式 1,375,000株	26.05%
下限値の行使価額における潜在株式数	—	—
上限値の行使価額における潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第23回新株予約権乃至第28回新株予約権に係る潜在株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
始値	1,445円	1,630円	756円
高値	2,788円	1,771円	1,490円
安値	1,323円	608円	586円
終値	1,614円	763円	1,343円

② 最近6か月間の状況

	2020年 12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月
始値	1,500円	1,541円	1,160円	1,105円	1,188円	1,060円
高値	1,548円	1,609円	1,340円	1,209円	1,188円	1,155円
安値	1,330円	929円	1,105円	1,016円	1,076円	937円
終値	1,539円	1,175円	1,111円	1,180円	1,076円	1,134円

(注) 2021年5月の株価については、2021年5月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2021年5月27日現在
始値	1,102円
高値	1,141円
安値	1,099円
終値	1,134円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2018年5月28日
調達資金の額	299,592,000円 (差引手取概算額 291,592,000円)
発行価額	1株につき1,387円

募集時における発行済株式総数	2,894,700株
当該募集による発行株式数	216,000株
募集後における発行済株式数	3,110,700株
割当先	株式会社フォーサイド 144,000株 SAMURAI&J PARTNERS 株式会社 72,000株
発行時における最初の資金使途	海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化、ネットクレーンゲーム事業の新規展開、e スポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等、「三極ジャスティス」のプロモーション費用
発行時における支出予定時期	2018年6月～2019年5月
現時点における充当状況	海外スマートフォンネイティブゲームの日本配信事業強化：82百万円 ネットクレーンゲーム事業の新規展開：50百万円 e スポーツ向けゲームの開発とイベント及び施設の運営等：50百万円 「三極ジャスティス」のプロモーション費用：91百万円

② 第三者割当による第22回新株予約権の発行

払込期日	2018年5月28日
発行新株予約権数	720個
発行価額	新株予約権1個当たり3,420円
発行時における調達資金の額（差引手取概算額）	100,326,400円（注1）
割当先	SAMURAI&J PARTNERS 株式会社
募集時における発行済株式数	2,894,700株
当該募集による潜在株式数	72,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：0個
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	2,462,000円
発行時における最初の資金使途	「三極ジャスティス」のプロモーション費用（注2）
発行時における支出予定時期	2018年6月～2019年10月（注2）
現時点における充当状況	「三極ジャスティス」のプロモーション費用に全額を充当

（注1） 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

（注2） 第22回新株予約権につきましては、市場環境から行使が進まず、資金調達ができておりません。2018年12

月 11 日に、資金使途及び支出予定時期を変更しています。詳細は、同日付「第 22 回新株予約権の資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

③ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2018年12月27日
調達資金の額	449,160,000円（差引手取概算額 445,060,000円）
発行価額	1株につき591円
募集時における発行済株式総数	3,110,700株
当該募集による発行株式数	760,000株
募集後における発行済株式数	3,870,700株
割当先	株式会社 KeyHolder 760,000株
発行時における当初の資金使途	ネットクレーンゲーム事業の新規展開、新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用、「デビルブック」のプロモーション費用
発行時における支出予定時期	2019年1月～2020年6月
現時点における充当状況	ネットクレーンゲーム事業の新規展開：34百万円 新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ開発費用：165百万円 「デビルブック」のプロモーション費用：45百万円 なお、未充当の200百万円については、「ゴシックは魔法乙女」アプリ運営費用として充当いたしました。

④ 第三者割当による新株式の発行

払込期日	2019年4月26日
調達資金の額	1,027,600,000円（差引手取概算額 1,020,700,000円）
発行価額	1株につき734円
募集時における発行済株式総数	3,870,700株
当該募集による発行株式数	1,400,000株
募集後における発行済株式数	5,270,700株
割当先	吉成夏子 1,100,000株 岡本吉起 300,000株
発行時における当初の資金使途	新規スマートフォンネイティブゲームのアプリ及びその他デバイスにおけるゲーム開発。 ゲーム開発費用として、開発に係る人件費として500百万円 外注費として517百万円
発行時における支出予定時期	2019年6月～2020年9月
現時点における充当状況	新規スマートフォンゲーム制作委員会への出資 306百万円 ライブ配信プラットフォーム開発費用 300百万円 なお、未充当の411百万円については、2021年6月から12月にかけて当社事業に係る運転資金として充当予定です。

⑤ 第三者割当による第23回新株予約権の発行

払込期日	2019年4月26日
発行新株予約権数	5,000個
発行価額	新株予約権1個当たり100円
発行時における調達資金の額（差引手取概算額）	377,500,000円（注1）
割当先	秋田英好
募集時における発行済株式数	3,870,700株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：0個
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	500,000円
発行時における当初の資金使途	新規スマートフォンネイティブゲームのプロモーション費用（注2）
発行時における支出予定時期	2020年5月～2020年12月（注2）
現時点における充当状況	充当なし

（注1） 調達資金の額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

（注2） 第23回新株予約権につきましては、行使が進まず、資金調達ができておりません。

11. 発行要項

別紙記載のとおり

別紙

株式会社ケイブ第 29 回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ケイブ第 29 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2021 年 6 月 14 日

3. 割当日

2021 年 6 月 14 日

4. 払込期日

2021 年 6 月 14 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 500,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権

に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 1,020 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 1,300 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は 1,300 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。当社は、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「**下限行使価額修正決議**」という。）により、下限行使価額を 567 円（但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。）に修正することができる。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（同日を含まない。）の翌日以降第 12 項に定める期間の満了日まで適用される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & \text{調整前} & & & & & \\ & & & & & & \hline & & & & & & \text{1株当たりの時価} \\ & & & & & & \hline \end{array}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021 年 6 月 15 日から 2024 年 6 月 14 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166

条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 自由が丘支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

株式会社ケイブ第30回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ケイブ第30回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2021年6月14日

3. 割当日

2021年6月14日

4. 払込期日

2021年6月14日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第

(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 680 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2,000 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して 10 取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日以降第 12 項に定める期間の満了日まで、本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は 1,021 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。当社は、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額を 567 円（但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。）に修正することができる。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（同日を含まない。）の翌日以降第 12 項に定める期間の満了日まで適用される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{1 \text{ 株当たりの払込金額}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021 年 6 月 15 日から 2024 年 6 月 14 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166

条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 自由が丘支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

株式会社ケイブ第 31 回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ケイブ第 31 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2021 年 6 月 14 日

3. 割当日

2021 年 6 月 14 日

4. 払込期日

2021 年 6 月 14 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 200,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以

降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

2,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 226 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 2500 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して 10 取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日以降第 12 項に定める期間の満了日まで、本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2) 行使価額は 1,021 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。当社は、当社取締役会の決議（以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額を 567 円（但し、第 11 項の規定に準じて調整を受ける。）に修正することができる。修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日（同日を含まない。）の翌日以降第 12 項に定める期間の満了日まで適用される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & \text{既発行株} & & \text{新発行・処分} & & \text{1株当たりの} \\ & & \text{式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & \text{調整前} & & & & & \\ & & & & & & \text{1株当たりの時価} \end{array}$$

$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2021 年 6 月 15 日から 2024 年 6 月 14 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166

条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日時に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社横浜銀行 自由が丘支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上